

四日市市選管告示第29号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定による令和5年4月23日執行予定の四日市市議会議員選挙における候補者1人の選挙運動に関する支出金額の制限額を同法第196条の規定により次のとおり告示する。

令和5年4月16日

四日市市選挙管理委員会

委員長 渡邊 八尋

制限額 5,951,400円

(選挙管理委員会事務局)